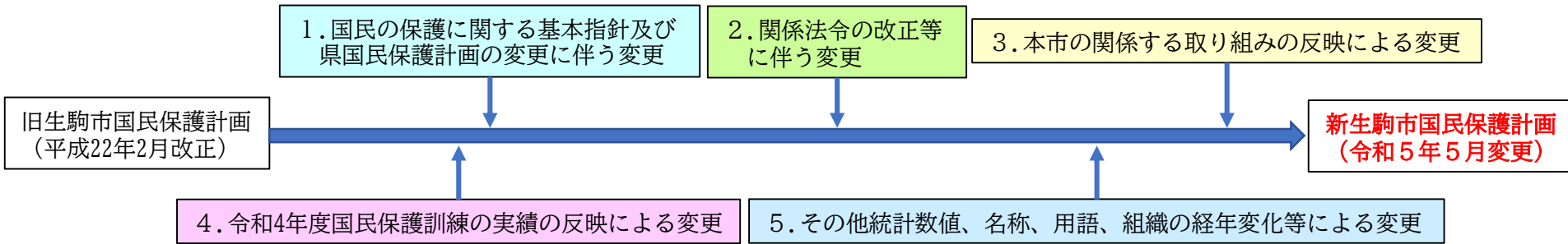


令和5年5月 生駒市国民保護計画の変更の概要



1. 国民の保護に関する基本指針及び県国民保護計画の変更に伴う変更

- ①他府県での原子力災害発生時等の対応に関する表現の修正
- ②緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT)、緊急速報メールの運用等の記載
- ③訓練すべき想定等の具体例：NBC攻撃等への対応、広域避難、地下への避難等、人口密集地、実際の機材の使用の記載
- ④大規模集客施設や旅客輸送関連施設の避難等への配慮の記載
- ⑤弾道ミサイル攻撃への対策：J-ALERTによる情報（警報）伝達や弾道ミサイル落下時の行動についての平素からの周知の記載
- ⑥武力攻撃原子力災害、核攻撃等における汚染の拡大を防止する措置（避難退域時検査及び簡易除染の実施他）の記載

2. 関係法令の改正等に伴う変更

- ①「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（安否情報省令）の改正（省令名称及び収集・報告項目の変更）
- ②国民保護法等の改正（救援事務の厚生労働省から内閣府への移管）
→関係する告示及び意見提出先の変更
- ③外国人登録制度の廃止 →「外国人登録原票」の記載の削除
- ④「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」（平成27年3月31日消防広第74号）の制定
→緊急消防援助隊等の応援要請の準拠とする要綱名の変更
- ⑤「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日消防災第267号）の改正（Faxによる速報の廃止）

3. 本市の関係する取り組みの反映による変更

- ①「原子力災害時における敦賀市民の圏外広域避難に関する協定」締結
→広域避難の受け入れへの協力について記載
- ②「J-ALERT情報自動館内放送システム」の整備
→防災行政無線と並んでその他の伝達手段も整備する旨記載
→警報を伝達する施設への幼稚園、保育園、こども園の追加
- ③防災行政無線（同報系）の運用開始
→警報発令時の住民への周知：広報車の巡回等による方法から、同報系と緊急速報メールを主体とする方法に変更

4. 令和4年度国民保護訓練の実績の反映による変更

- ①事態認定以前に市内で被害が発生している場合の対処体制等の再整理（災害対策基本法等を適用した対応となるため、災害対策本部体制をとることを明確化等）
- ②「避難実施要領」の対象住民等への伝達・周知方法等の具体化
- ③避難・誘導における市職員等と警察・自衛隊の役割分担の再整理（立ち入り規制区域が設定されている場合、内側を警察・自衛隊に依頼）

5. その他統計数値、名称、用語、組織の経年変化等による変更

- ①現行の「生駒市地域防災計画」との整合
- ②最新の国勢調査（令和2年10月）の結果の反映、及び「第2期生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の記述との整合
- ③用語の整理・適正化 等